

## 鳥取県造林公社からの契約期間延長のお願い

### ◎契約期間の延長について

現在の分収造林契約期間は大半が45年から60年であり、従来の契約期間で伐採しても木材価格が安く、収益が見込めない状況であります。

そこで、付加価値を高めて伐採するため**契約期間を80年に延長**し、また、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、**間伐**や**更新伐**により天然性広葉樹の導入を図りたいと考えておりますので、期間延長の変更契約について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ◎土地所有者の変更等の届出について

造林公社は、昭和41年から土地所有者と分収造林契約を締結してきましたが、契約が長期にわたるため、相続等によって土地所有者が交替する場合や住所等も変更が生じ、登記も既に終了している場合があります。その場合には必ず造林公社までその旨連絡をお願いします。

なお、売買・贈与等の場合、造林公社の承認が必要ですので、あらかじめ造林公社に連絡をお願いします。

### ◎土地所有者の相続登記等について

土地所有者が交替しているが相続登記が終了していない場合もあるかと思えます。将来分収金が発生した場合、支払い等支障が生じることもありますので必ず登記を行っていただくようお願いします。

なお、登記が終了したら造林公社までその旨連絡をお願いします。

### 情報提供について

造林公社は契約者や林業関係者はもとより、多くの皆様から情報を提供していただきたいと考えております。

ご意見やご要望、ご感想等ありましたら下記へご連絡下さい。

公益財団法人 鳥取県造林公社 〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地 鳥取県土地改良会館2F 電話番号 0857-30-7077 FAX番号 0857-30-7078 E-mail <a href="mailto:soumuka@tottori-zourin.or.jp">soumuka@tottori-zourin.or.jp</a>	公益財団法人 鳥取県造林公社 西部事務所 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1 電話番号 0859-72-1193 FAX番号 0859-77-0250
---	---